

平成29年 6 月16日 開会

平成29年 6 月23日 閉会

(定例第3回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第60号

平成29年第3回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月30日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成29年6月16日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

加 藤 学君	荊 尾 芳 之君
滝 山 克 己君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
景 山 浩君	細 田 元 教君
井 田 章 雄君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	秦 伊知郎君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成29年 第3回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成29年6月16日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成29年6月16日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第2号 平成28年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第42号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第43号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第44号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第2号 平成28年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

- 日程第 8 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 9 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第10 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第11 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第12 議案第42号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第13 議案第43号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）  
日程第14 議案第44号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（14名）

1 番 加 藤 学君	2 番 荊 尾 芳 之君
3 番 滝 山 克 己君	4 番 長 束 博 信君
5 番 白 川 立 真君	6 番 三 鴨 義 文君
7 番 仲 田 司 朗君	8 番 板 井 隆君
9 番 景 山 浩君	10番 細 田 元 教君
11番 井 田 章 雄君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 秦 伊知郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	岩 田 典 弘君	書記 .....	後 藤 由 美君
		書記 .....	杉 谷 元 宏君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	陶 山 清 孝君	副町長 .....	松 田 繁君
教育長 .....	永 江 多輝夫君	総務課長 .....	唯 清 視君
総務課課長補佐 .....	藤 原 宰君	企画監 .....	中 田 達 彦君

企画政策課長	大塚 壮君	防災監	種 茂 美君
税務課長	伊藤 真君	町民生活課長	山根 修子君
子育て支援課長	仲田 磨理子君	教育次長	板持 照明君
総務・学校教育課長	見世 直樹君	病院事務部長	中前 三紀夫君
健康福祉課長	糸田 由起君	福祉事務所長	岡田 光政君
建設課長	田子 勝利君	産業課長	芝田 卓巳君
監査委員	仲田 和男君		

---

### 議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 平成29年6月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月は環境月間であり、各地で環境保全の重要性が認識され、また環境を守るため多様な事業・行事が行われています。南部町は豊かな自然環境が残っている地域として、全国で重要な里地里山に選ばれています。里地里山の環境は、長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて形成されたものであります。このすばらしい環境が地域の宝として次世代に引き継がれることを望むものであります。

さて、田植えも終わり、梅雨の季節となってまいりました。農業にとっては必要な水等を蓄える重要な時期であります。その反面、大雨による災害の発生しやすい時期でもあります。日ごろからの災害への備えの大切さを肝に銘じたいところであります。

さて、きょうから始まります定例会におきましては、重要な議案について御審議いただく予定としております。

諸議案の内容につきましては後ほど町長から説明がございますが、提出されます議案に対しましては慎重な審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達しますようお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

---

### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 6月定例議会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、第3回南部町議会定例会を招集しましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことに御礼を申し上げます。

皆様御存じのとおり、4月16日には伊木米子市長、竹口大山町長が誕生されました。お二人とも若く、行動力のある方々です。御活躍を祈念しますとともに、改めて鳥取県西部の広域連携

を強固なものにしなければならないと、私も意を新たにしたところでございます。そして、せっかく6月9日には福間鳥取県議会副議長が誕生なさいました。鳥取県政の推進はもとより、南部町出身であることを心強く思いますので、なお一層の御活躍を御祈念いたします。

さて、5月15、16日の両日に、秦議長と一緒に防災協定を結んでいます高知県佐川町堀見和道町長、さらに藤原健祐議長を表敬訪問し、健康づくりや病院経営など、お互いの町が共通する課題について情報交換をすることができました。今後とも相互の防災協力はもちろん、子供たちの交流や健康づくりの交流をさらに深めることを確認したところでございます。

6月3日には西伯小学校創立50周年を祝う会が開催されました。実行委員会の皆さん、そして学校関係者の皆さん、在校生の皆さんの心のこもった50周年のお祝いに感激したところです。同日には、新設されたプールのお披露目式もあり、西伯小学校OGの全国クラスの泳ぎやフィンスイムの高速泳法に大きな歓声が上がりました。ことしはほかにも南部中学校、法勝寺中学校も70周年の大きな節目を迎えようとしております。

同じく同日の6月3日には、平井鳥取県知事を囲んだ伸びのびトークが、えん処米やで開催されました。この日のテーマは、南部町の進める生涯活躍のまちづくりについて、和気あいあいな中にも活発な意見交換ができました。参加いただいた移住者の若者たちが語る挑戦の意気込みに平井伸治知事は、南部町はこれから大化けする予感がすると言っていただき、誰もが暮らしやすい元気なまちづくりを進めることを確認し合いました。

また、この日はインドの富裕層の方が南部町の青年海外協力協会の方のお宅にホームステイしながら日本の田舎を体験されていましたが、この方たちが興味を持ったものが柿とオオサンショウウオだとお聞きしました。これからのまちづくりの参考になる出会いがあったと思いました。

地方創生や生涯活躍のまちについて、さらにさらに町民の皆様を知っていただき、参加いただくことが大切でございます。そこで、まちづくりに参加いただくための生涯活躍のまち拡大フォーラムを6月25日、日曜日にプラザ西伯で開催いたします。内閣官房まち・ひと・しごと創生本部地方創生総括官、唐沢剛氏、同事務局次長、大島一博氏、そして鳥取県知事、平井伸治氏をお迎えし行いますので、議会議員の皆様はもとより、広く町民の皆様にも参加いただき、にぎやかにまちづくりを語り合いたいと考えます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、3月議会からこれまでの間の事件や事故について御報告いたします。3月議会以降に発生いたしました火災は3件でございました。3月17日、朝金で草火災が発生しました。草焼きの火が火にあおられ、近隣の耕作放棄地や山林に広がったものでございます。西部広域消防と南部町消防団30人が出動いたしました。5月9日には福成で住宅火災が発生し、住宅が全焼する

という火災が発生しました。幸いにもけが人がなかったことに安堵いたしました。西部広域消防と南部町消防団34人が出動し、近隣家屋への類焼を防ぐことができました。また、昨日は緑水園駐車場で自動車火災が発生しましたが、大事には至りませんでした。西部広域消防と南部町消防団28人が出動をいたしました。ことしは梅雨に入ったとはいえ、雨量が少なく空気が大変乾燥しておりますので、町民の皆様には火の取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

人口の動きについて申し上げます。3月1日から5月末までの間に出生された方は19人、お亡くなりになられた方は39人でした。御冥福をお祈りいたしますと同時に、誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。5月末現在の人口は、前回報告、2月末時点よりも41人減少した1万1,102人でした。高齢化率は34.79%です。

終わりに、本定例会におきましては、平成29年度一般会計補正予算など9議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進にぜひ必要なものでございますので、全議案とも御賛同いただきまして御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、議会の開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成29年第3回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

13番、真壁容子君、1番、加藤学君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

最初に、西部町村議会議長会連絡会の報告であります。連絡会は3月29日に開催されました。議題として、1つ、平成29年度正副議長研修会、これは5月の31日に開催されています。副議長のほうが出席しておりますので、後ほど副議長のほうから報告をしていただきます。2つ目に、平成29年度事業の具体化について。内容として、行政調査、議員研修会の内容、正副議長・局長研修会についてであります。

次に、5月19日に行われました西部町村議会議長会臨時総会連絡会議ではありますが、村上会長の挨拶の後、新任議長の紹介があり、杉谷大山町議長、篠原伯耆町議長、山路日吉津村議長の挨拶がありました。臨時会の議題といたしまして、県議長会幹事を初め、役員候補者の選任について、西部議長会の役員人事についての提案がなされています。

なお、8月18日の西部町村議員研修会は、講師に田中輝美さん、演題として「移住女子はなぜ地方に向かうのか」と題しての講演が決定しています。以上で報告を終わります。

次に、議員からの報告を受けます。

全国町村議長会議長・副議長研修会、副議長の井田章雄君。

井田章雄君。

○副議長（井田 章雄君） 11番、井田でございます。平成29年度町村議会議長・副議長研修会について報告いたします。

平成29年5月31日、東京中野サンプラザホールで研修会が開催されました。演題は、「大震災における自治体と議会の使命」について、地方自治総合研究所主任研究員、今井照氏による講演で、議会と議員の存在感、災害時における議会・議員の役割、大震災における行政と議会などについて受講したところでございます。

次の演題は、「議長・副議長のあり方」について、新潟県立大学国際地域学部准教授、田口一

博氏による講演で、会議事務と行政事務、議会代表としての活動、地域の政治家のリーダーとしての活動、正副議長の議会経営について受講いたしました。詳細については事務局に閲覧に供していますので、よろしくお願いいたします。

次に、北海道浦幌町議会、京都府精華町議会の町村議会特別表彰についての講演があり、まず、浦幌町議会が表彰の対象になった「議会の活性化！政策形成マネジメントサイクルと議員のなり手不足の検証」について、田村寛邦議長の説明を受けました。また、精華町議会が表彰の対象になった「精華町での議会活性化の取り組みと期待される議会の姿」について、杉浦正省議長、佐々木雅彦議会運営委員長の説明を受けたところでございます。詳細については事務局に閲覧に供していますので、よろしくお願いいたします。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ありがとうございます。

次に、南部箕蚊屋広域連合議会臨時会の報告をお願いします。

景山浩君、よろしくお願いいたします。

景山浩君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（景山 浩君） 景山でございます。去る5月18日、第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会が開催をされております。

当日の内容ですが、伯耆町の議会議員選挙並びに日吉津村の定例議会人事に伴い、選出議員が変更されたために、議長、副議長の選挙と広域連合議会の人事が行われました。

選任の結果ですが、議長に南部町の秦伊知郎議長、副議長に日吉津村の井藤稔議員、総務民生常任委員会の委員長に私、景山、議会運営委員会の委員長に伯耆町の篠原天議員がそれぞれ選出されております。

議案につきましては3本ございまして、まず専決処分の承認でございますが、これは介護システムの改修の事業115万9,000円が上げられました。次に、マイナンバー制度に伴います南部箕蚊屋広域連合の個人情報保護条例の改正。そして、3番目といたしまして広域連合監査委員の選任という3本でございます。この3番目の監査委員には伯耆町の細田栄議員が選出をされております。議案につきましては3本とも承認を受けております。

なお、詳細につきましては事務局に備え付けの資料をごらんをいただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ありがとうございます。

次に、4月の20日から21日に行われました市町村議会議員研修「住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～」について、滝山克己君、よろしくお願いいたします。

滝山克己君。

○議員（3番 滝山 克己君） 3番、滝山です。議員研修の報告をいたします。

去る4月20日と21の2日間、板井議員、白川議員と自分と3人で滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所、通称J I A Mにおいて研修をさせていただきました。

講師先生は、京都造形芸術大学副学長、本間正人氏で、成人教育学博士号を取得されておられます。この方は全国的にも知名度が高く、今回も受講者が抽選により決定されたものだそうでございます。東北から九州までの議員の皆様が結集しておられました。

さて、今回の研修は、「住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～」というテーマでの研修であったわけですが、その内容はとても深く、住民とのコミュニケーションといってもこれを3つに分類し、さらにこれを細分化されたもので講義を受けましたが、とても奥が深いものであると実感をいたしたところでございます。中でも「住民って誰のこと、住民の声って何のこと」との題目では、日ごろ自分が思い描いていることと違う側面から考えることが必要であると実感をいたしたところです。

今回の研修におきましては、私が感じたところでございますが、講師先生は議員のコミュニケーションだけを対象としておられる、人としての資質を高めることが大事であると言われておられたように感じました。これからもたくさんいただきました資料を参考にしながら個人または、あるいは団体とのコミュニケーションを大事にしていきたいと思います。

最後になりますけど、本間先生はこれらに関連した書籍を数多く出版されておりますので、御紹介させていただきたいというふうに思います。以上、研修の報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ありがとうございます。

次に、5月15日から19日に行われました市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治基本コース」、荊尾芳之君、報告をよろしく願いいたします。

荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。研修報告を行います。

去る5月15日から19日までの4泊5日で開催されました市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治基本コース」に出席し、研修をしてまいりました。研修場所は滋賀県の大津市にあります全国市町村国際文化研修所で琵琶湖のほとりにありました。表題のとおり、対象者は初当選の議員で、議員になって1年目、2年目の方が大半でしたが、中には3年目の方、4年目にしようやく選考されて参加したという方もいらっしゃいました。全国、北海道から沖縄まで総勢54名の参加者でした。

今回の研修は、地方自治制度や地方議会制度について講義を聞くものと、それからグループワークによって意見を出し、討議をしながら班として方向性をまとめて発表していく演習方式の2つがありました。

私がよかったと思うのは、「地方議員と政策法務」というテーマで東北大学の荒井崇教授の指導を受けて、グループワークで議会基本条例の作成について研修を行ったことです。平成18年に北海道の栗山町の議会基本条例が日本で最初にできたものと聞き、参考にしました。平成27年9月18日時点では、全国で701の自治体で基本条例が制定をされ、全体の40%以上が制定をしています。

まず、議会基本条例を定めることについて、議会基本条例を定めることの意義について、1つ目は、議会で行われた議論、議会の改革としての議論を後戻りをさせないという意味があります。2つ目は、執行部に対してですが、二元代表制を実質化するための規定を整備するという意味があります。3つ目は、対住民的な意義で、議会基本条例で議会と住民との関係を規定するという意味があります。基本的な考え方を示し、具体的に住民の声を聞く仕組みを規定することです。住民との約束を明らかにする意味があります。

条例の基本的な部分を理解し、参加者で仮想の町の議会基本条例を作成しました。南部町議会基本条例が平成19年12月25日に制定されております。お手本はあるわけですが、参加者の意見や考えを多く聞くことができました。グループ内討議の上、ようやく仮想の議会基本条例をつくり上げました。この研修により、南部町議会基本条例を議会に生かす、住民に生かすことが大切だと感じました。

今回の研修は、新人の議員のためのもので、地方自治、地方議会の基本となる研修でした。今後もこのような研修の場を積極的に活用し参加していくことと、研修で学んできたことを今後の議会活動に生かしていきたいと思えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第5 報告第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、報告第2号、平成28年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。平成28年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり平成28年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものです。

次ページをお開きください。こちらのほうに全10事業を掲げております。

翌年度繰越額のトータルにつきましては、一番下の段をごらんください。合計で1億7,747万1,456円としております。その財源内訳につきましては、この右欄のほうに記載しております。既収入特定財源におきまして個人番号カード交付事業がありますが、これは前倒しで補助金をいただいていることとなります。以上、御報告をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第2号、平成28年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

#### 日程第6 議案第36号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第36号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるとでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平成29年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。そうしますと、南部町税条例の一部改正について御説明いたします。お手元のほうにこのように新旧対照表を配ってあると思いますので、これによって説明をいたします。

まず、税条例の主な改正でございますけども、1つ目が配偶者控除等の見直し、2つ目が軽自動車税のグリーン化特例の2年間延長、3つ目が災害に関する税法上の措置の常設規定を設けたのが主な内容でございます。

補足ですけども、災害に関するものについては、阪神・淡路大震災、東日本大震災など、個別の税上の措置をしておりましたけども、熊本地震を初め、頻発している災害にあらかじめ手当てをしておくことが適当なものについて、このたび整備をしております。

では、改正条例の新旧対照表、1ページから御説明いたします。まず、第33条、所得割の課税標準でございます。特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが可能と明確化されたものでございます。所得税、住民税においては、総合課税、源泉徴収のみなどの申告不要、申告分離課税という3つの申告の方法がございましたけども、これを所得税、住民税別々の申告をすることが可能になったということでございます。

続きまして、2ページ目、34条の9、先ほどの33条の改正に伴う規定の整備でございます。

続きまして、3ページ、48条、法人の町民税の申告納付ということでございます。これは延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。簡単に説明いたしますと、申告をしていた法人が申告を更正されて減額になりました。減額していたということで税務署が再度調査をいたしましたら、修正して増額が必要になるという場合において、その延滞金をどこから発生させるかということが明確化されたものでございます。

続きまして、6ページ、第50条、これも先ほどの延滞金の計算の基礎となるものの規定の整備でございます。

続きまして、8ページ、61条、固定資産税の課税標準でございます。震災等により滅失、損壊した償却資産にかわる償却資産、代替家屋に対する固定資産税の課税標準の特例についての規定の整備です。4年間、固定資産税を2分の1にするものでございます。

続きまして、63条の2、これは60メートルを超えるタワーマンションの建築物に係る固定資産税についての改正です。現行は上の階と下の階を同じ評価をして課税していました。現状は上の階ほど実売価格が高いというのが実態なので、公平性の観点から補正率の導入により、上階層ほど税が上昇する課税見直しが行われました。30年度の課税から適用となりますが、この63条の2では、それ以前に契約購入された場合は、居住者全員が申し出た割合で案分することを可能とする規定の整備でございます。

続きまして、9ページ、63条の3、これは被災市街地復興推進地域に定められた場合には、

震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様な扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

続きまして11ページ、74条の2、被災住宅用地の申告でございます。ここでも被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、特例を適用する常設規定でございます。建物がなくなったり償却資産がなくなっても、建物があったように住宅地特例が適用になるというものでございます。

続きまして、12ページ中ほど、第5条です。ここでは配偶者控除の定義の変更に伴う規定の整備でございます。現行の控除対象配偶者に該当する者は、同一生計配偶者と名称変更されました。前年の合計所得金額が1,000万円である場合、配偶者控除等が受けられておりましたけども、これが900万円、950万円以下、1,000万円以下の3ランクに分けて、従来のものは900万円以下で従来の控除の、住民税でいいますと最大33万円の控除を受けられるというものでございまして、950万以下のところに該当した場合は22万円が最大です。1,000万円以下の場合には11万円が最大の控除の3段階に分けられたものでございます。

続きまして、第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例が平成33年度まで延長されたものでございます。

続きまして、13ページ、10条の2、耐震改正が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することになったものについて、固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定されております。提出されたら固定資産税が3分の1になるというようなものでございます。

続きまして、18ページ、第16条でございます。これは軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年間延長するものでございます。

続きまして、19ページ下のほう、16条の2でございます。軽自動車税の賦課徴収の特例ということでございます。燃費不正問題に係りまして、このたび全国的に、今まで納税義務者の買った本人様に全て課税をするというものでございましたけども、その後、不正が見つかった後の追加分を誰に請求するかといったら、買った本人に請求しておりました、このたびも。それが自動車メーカーのほうに差額分は請求できる、自動車メーカーを納税義務者として請求できるように変更されたものでございます。

続きまして、20ページ、16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例ということでございますけど、これは一番最初の33条のところで申しましたとおり、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できるようにしたものでございます。

続きまして、21ページです。17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ということですが、これが32年度までの期間延長となったものでございます。

続きまして、23ページ、20条の2、これも所得税と住民税で課税方式を選択することができるということの内容の規定の整備でございます。

24ページ、20条の3、これも同じように所得税と住民税の課税方式を選択することができるというものでございます。

あと、30ページまでは自動車税関係ですが、内容に変更ないので説明を省かせていただきます。

以上で説明を終わりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、1点目、議案の36号ですね、町税条例を専決処分してきたということについての見解をお伺いいたします。

私たちの議員の手元には、新しく議員必携、全員に配っていただきました。その中の専決処分の項を改めて見ているんですが、専決処分というのは法の規定に基づいてすることができるんですけれども、できることについての要綱が定められているということですよ。ここに書いてあるのは、法179条の規定により次の4つの場合に許されるというので、どの場合、この4つのどれに属されて今回専決処分したのかお聞きいたします。

1点目、議会が成立しないときなのか。2点目、法第113条ただし書き、議員の人数が足りないときで会議中ができない、3つ目、町村長が議会の議決すべき事件について特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がなかったのか。4つ目、議会がしなくていいよと言ったのか。これ書いてあるんですよ。そのうちのどれかというのをお聞きいたしますね。

それで、それに該当していない場合、該当しないとすれば、私はしていないと思ってるんですけども、専決処分を今後こういうふうにするのかという点と、改善策を考えているのかという点を一つお聞きいたします。

2つ目、中身の内容です。お聞きしたいのは、今回の税条例の改正に伴って金額がもしかしたら減って入ってくる、こちらに。入ってくる住民税等が変わってくる可能性があると思うんですが、その補填は国がするのかという点で、ちょっとお伺いいたします。

1点目は、先ほどの税条例の改正、この新旧対照表で見られた何ページかということ、12ペー

ジのところですよ。課長が言われた、いわゆる所得の非課税の範囲等で控除が変わってくるんだという説明ですよ。議員にしてみたらこれだけではわからなくて、ほかの文書で調べないとこの内容が、先ほどのいわゆる控除の範囲が変わってくるんだというところがわからないわけですよ。私は、少なくとも議会に出してくるのであれば、議員はみんなしっかり勉強いたしますから、その内容がわかる資料をおつけいただければいけないのではないかと思うんですよ。どうして探したかという、国会でこの地方税法が改正されたという内容を見て、どういう内容かと思えば今回の税条例の中身がどういうものかというのわからなかったということなんです。そこで、課長がおっしゃっていた控除が額が変わった場合、先ほどの説明では、これまでの、控除で金額が変わってきますよね、町に入ってくる。それをどれぐらいと見ているのか、その差額についてはどこが補填するのかという点について、どのように国は言っているのでしょうか。

それと、もう一点はこれです。先ほどの一番最初の33条で話されたという、いわゆる所得税と同じように住民税も総合課税ですね、3つのうちの選択ができると言いました。所得税の総合課税を分離課税にしていくということは、全国的に言われているのは、これはいわゆる分離課税とするの、本来総合課税が原則ですよ。分離課税にしていくということは、とりわけ株式譲渡所得とかの大きなところを別に分けていくということは、税金が全体的に下がってくるということで、これはいわゆる高額所得者優遇の制度だというふうに言われているわけなんですよ、それを所得税だけじゃなくて、町・県民税に充ててくるということは、払う側は少なくなるかもしれませんが、受け取る町とすれば少なくなってくるのではないか。この影響額をどんなふうに見ているんですか。その差額は、国が勝手にこういうふうに変えてきて、町が納得してここで変えると思うんですけども、その入ってくる差額について国はどう言ってるんでしょうかということをお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。この税条例を専決ですることについては、毎年、毎年この時期に御質問を、同じ質問をいただいておりますので、私のほうもこれまでとそんなに変わったことを申し上げられません。国の法令の改定を待って条例を改正する。税ですんで一番本来、住民にとって身近なことだということは重々わかってます。したがって、議員の皆様のお思いと同じくするところも多々ありますが、これを各町におりてきて各条例に改正するのに不測の事態があってはならないということで、多分、県の中でも担当者同士が話し合い、大きな差異がないように、言ってみれば差異がないように調整をして各議会に提出すると、こういう順番になると思います。これに対して余りにも時間がないということで専決をとらざるを得ないと、このよ

うに町長としては認識しております。この辺の御理解をいただきたいと、このように思っています。

他については担当課長のほうから申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。まず、この減収部分をどう見込んでいるかということについては、特に試算はしておりませんが、例えば課税を選択できるというものについては、合計所得が900万とか1,000万という方については、南部町はそんなに多くおられないので、影響、そんなに出不いんじゃないかというふうに思います。

あと、補填は国がするのかということは、交付税の算定方式が必要経費と収入額の差でされるので、収入が下がれば交付税のほうで補填されるというものです。

あと、個別の災害関連も交付税措置があるというふうに解説本では出ておりますので、交付税補填ということに、だと思えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長がおっしゃったように、毎回専決処分と同じことを言っていることは、こちら側の指摘に町側は、反省はなくて仕方がないんだという姿勢だというふうに私は理解しているんですよ。

ちなみにお伺いいたしますが、こういうふうに税の、これはいつだったかな、私たちの文書に5月号に出てきたから、3月ですか、2月ですか、国が。もうぎりぎりかなと私も思ったんです。これ正直言って地方議会困るだろうなと思ったんですけども、このように税の条例改正をいたしますという町に来るのはいつなんですかということの一つお聞きすると、であれば、町長、少なくともこれは議会全体としてお願いしないといけないことかも知れませんが、先ほど言ったように、対象者は少ないかもしれませんが、直接町民が支払う税金にかかわってくることなんです。多くの役場の職員の皆さんは、先ほどの条例改正を見て中身がどうなのかというのはわかるのかと思いますが、議員とすればこれだけでわからないんですよ。自分で努力して苦労して引き出してこなければ、一体何を言っているのかというところがわからないもんですから、少なくともその議員に勉強させてもらうためにでも、こんなふうに国の法律に伴って条例等が変わる税条例のようなものについては、個別に時間をとって議会に説明するという、そういう時間を考えていただきたい。でなければ、申しわけないけれども、よくわからんうちに専決だからいいだろうということで町民の払ってくる税金が変わってくるわけですよ。これでは非常にまずいと思いま

すので、私たちも一生懸命勉強しますが、町のほうとしても、どうしても専決やむを得ないのであれば、こういうふうには直接町民に係ってくる条例改正等についてはちゃんと説明していただきたい。この説明もきょうの本会議で聞いただけなんです。こういうことを改善していただきたいと思いますが、町はどう考えるかということ。

3つ目には、先ほど課長おっしゃった、いわゆるこの分について地方交付税かどうかわかりませんが、国は全額補填すると言っているんです。であれば、少なくとも私は町がこのような改正によってどれぐらいの減収になって、それがきちんと補填されるのかと見ていく必要があるのではないかというふうに思うわけです。その点についてもしっかりと計算をしていただきたいと、これは要望しておきます。

以上、先ほどの説明することについてどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。地方税法が戦後創設されてから、大きく毎年毎年こうやって改定、改定を重ねて、正直なところ私もよくわからないというのは実情です。余りにも改定が進み過ぎて、どこをどう変えていったのかわからない。そのことがひいては、準則という制度はもう既になんとも言いつつも、しっかり担当者も勉強しながらでないと、たとえ専決といえども議員の皆様の前に出せない、その時間もないというぐあいな程度のとこまでしか私も認識しておりません。時間がいつ、国会の成立日に合わせて法がいつ執行されて、町のほうにいつその内容が来るのかということまでまだわかりませんが、その辺につきましてはまた担当者のほうが必要があれば申し上げますが、非常に時間がないというぐあいに思っています。

私もどういうことを変更するのかという要点だけについて、これであれば皆さんに提案するしかないだろうといったところを専決をしてという実態もあるわけです。必要であればそのような時間と、担当者のほうからそういう時間があるって皆様と勉強会をするんだというようなことを議会のほうからまた提案があれば、そのことも考えてもいいかもしれません。

今のところは、非常に時間がない中で専決という手法をとりながら皆様の前にこうやって提案し、私ども一緒になって勉強してるというようなのが実態であると、このように御報告したいと思います。よろしく願いいたします。（「それでもいつしたか、いつ来たか」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。税条例の改正については、大体、最終確定するのが3月末でございます。一応、国会の審議が通って可決されてから最終原稿が届いてくる

のが3月30とか3月31に届いてきます。それで、事前には審議の途中である程度のものがやっってはきますけども、どこでどう変わるかわからないのでずっと見ているというのも実態なんですけども、ちょうどその時分が、確定申告等がございまして、勉強する暇もなく、突然ぽんこれになりましたというふうにやってきて、各町村の担当課長が、どげな内容だったかいなというようなことで、なかなかもとの税条例自体もわからないというところもあります。それがどこがどういじられてどういう内容になったかというのも、例えばこういった本で勉強するんですけども、背景とかが詳しくないと、これがどういう意味なのかということも聞かれてもわからないことも多々あるのが実態でございまして、あわせて私どももどっかで勉強会をしたいなというふうには思っている次第でございまして。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点、議長のほうから課に、執行部に要望していただきたいのは、先ほど伊藤課長が述べられた、今回の改正点はこうこうこうだという何点か示されたんですよね。あの言い方、よくわかったでしょう、中身がね。私たちも5月号で見た資料というのはそういう節立て、あと全体的にはガソリンの、いわゆる戦争法に基づいてガソリン法がどう変わったか、ガソリンの扱いどう変わったかと書いてあるんですけども、少なくとも地方に関係ある分については、先ほどのようにわかりやすくまとめた資料を出していただけないか。もらっとかんと議員わかりませんよ。専決したけど中身がわからなかったら大変なことなんです。お願いしたいんですけど、できますよね、課長、先ほどの分でお願したいということなんです。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 議運に諮って資料提出を検討します。（「これ、専決だよ、専決。議運に諮るのは委員会みたいなき、専決じゃない。今までどおりいくということにはなっていないですよ、議運」と呼ぶ者あり）議会ですので、専決であろうとも同じことだと思います。（「そんなこと決めてない、今までも。決めとらんのです」と呼ぶ者あり）

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 1点だけちょっと教えていただきたいと思います。

今の課長と町長と真壁議員のやりとりで、町財政には、どうも少なくなってこれが交付税措置になるだろうということで、ということは、私たち住民にとってはこの税条例がプラス面に働いたのかなと思います。その点について確認したいと思います。

最初の説明で、所得税と住民税、別々申告ができますよと、このように変わりましたと言われました。これが私たち町民にとってはどのように影響するのかということと、それと震災の件はあんまりパッとこだったけど、タワーマンションなんてこちらに全然ありませんので、これはさ

っと流したんですけど、12ページのときに、配偶者控除の件ですか、3段階に分かれるとぼろっと言われましたね。これが私たち住民にとってはどのように影響があるのかということだけ教えていってもらえませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。総じて住民にはプラスの内容で改正がされているふうには実感しております。

あと、申告で所得税と住民税が選択ができるというのは以前からございました。それが例えば税務署で申告したらそれでおしまい、税務署から町のほうへデータがやってくる、それで課税していた。大体皆さん、1回しか申告されないというのが多分、当たり前だと思います。それが知っている人は町にも申告し、有利なほうを選択しながら申告する。特に申告分離というか、申告しないでもいいというときに、配当なんかは所得税は15%、住民税は5%かかっています、トータル20%。これを総合課税選択しますと累進課税になります、所得税のほうは。だから15パーより高いところに行くかもしれません。だから国は申告せずに町税だけ申告するというのも可能になってくると思います。マイナスが多くて総合課税にして所得税を払った分を返してもらうというような、そういったことも以前からできていたんですけども、知らないためにしていなかったということがこのたび明文化されたということだけで、私たちも税務署のほうで研修していくと、特にこの配当とか株式というのが、また全く本当に各町村から苦情が税務署に行くほどわからなくて、受けていても何のことみたいな、本をめぐってめぐってというようなこと、多々あるもので、知っている人、つまり税理士さんにしてもらいなさいみたいなのが税務署の言い方なんです、わからなかったら。

そういったようなことなので、特に住民さんにメリットがあるかということ、いろんなパターンがあります。総合課税を選んで国保税にはね返してみたり、その辺が私ども責任持って伝える、こういうことができますよ、あと申告をどう選ばれるかは住民の方の選択なので、そこで国保税が上がっても、町に怒ってこられてもというのはありますけども、一応、総合的にこういうところに影響が出ますよ、あとは自分で計算してくださいねというのが申告会場のスタンスなので、特に人によっていろんなパターンがございます。それを自分で勉強してやってくださいねというのが基本だと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） わかりました。ようわかったけど、確定申告のときの何日間、ここでや会見のほうでの旧天萬庁舎で申告を受け付けておられますね。来られる方は僕みたいな頭

の悪い人が、僕はわからんだけど、あなたの説明のように、あんだ、後で自分で計算してねとい  
ってわかるじゃろうか、こんな複雑なのが。そんときに担当課の人が総合的に考えてこちらのほ  
うがええと思いますけどねというような助言が、これしていいのかどうか俺わからんけど、そう  
いうアドバイスは今後もしていただきたいと思いますけども、これはどうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 基本的に申告は住民の皆様がされるものなので、責任は負いかねま  
せんというところが現状です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 6 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第 3 6 号は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

---

#### 日程第 7 議案第 3 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 7、議案第 3 7 号、専決処分の承認を求めることについてを議題  
といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案第 3 7 号、専決処分の承認を求めること  
について（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）でございます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定  
により、これを議会に報告して承認を求めます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定によ  
り、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平  
成 2 9 年 3 月 3 1 日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。そうしますと、先ほどと同じようにこの新旧対照表をお開きください。31ページでございます。南部町国民健康保険税の一部改正について説明いたします。

このたびの改正は、国民保険税の低所得者に係る保険税軽減措置の拡充でございます。23条の中ほどをごらんください。（2）の部分です。5割軽減世帯に係る見直しです。被保険者数に乘すべき金額を現行の26万5,000円から27万円に引き上げます。

次、その下でございます。（3）の部分です。2割軽減世帯に係る見直しです。被保険者数の乗すべき金額を現行の48万円から49万円に引き上げます。

この改正は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以降の年度分の国民保険税について適用します。

以上が改正の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の23条は、国民健康保険税の減額で、低所得者の範囲を広げることになるわけですよね。そういうふうに理解していいわけですね。だとすれば、これは税務課でわかるんでしょうか。この第2項の26万5,000円が27万になったという点では、対象者がどれだけ広がるんでしょうか。そういうのは出ますか。

同時に……（「2割」と呼ぶ者あり）うん。同時に、第3の方は何人かというのわかりますか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 申しわけございません。現在、賦課時期でございまして、試算等は一切しておりませんので、申しわけございません。お答えできません。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） もう一回聞きますが、第2項がこれは何割、2割……（「5割軽減」と呼ぶ者あり）5割軽減で、5割軽減の方が今どれぐらいいらっしゃるかというのわかりますよね。これはどちらでわかるんですか。

それと、2割軽減がどれぐらいいらっしゃるかというのわかりますか。

○議長（秦 伊知郎君） 答えられますか。

税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） ちょっと休憩してください。

○議長（秦 伊知郎君） 暫時休憩します。

午後 1 時 5 8 分休憩

午後 2 時 1 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて……。

税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 真壁議員の質問にお答えいたします。平成 2 8 年度最終賦課分の軽減者数をお答えします。

7 割軽減の方が 6 6 8 人、5 割軽減の方が 5 4 8 人、2 割軽減の方が 3 9 4 人、合計 1, 6 1 0 名おられました。以上です。（「それで影響が多くなったの何件ぐらいかというのはわからない。言える、広がることによって。それがわからない」と呼ぶ者あり）でも、賦課計算中ですので、わかりません。（「わからないですね、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 7 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第 3 7 号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

---

## 日程第 8 議案第 3 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 8、議案第 3 8 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度南部町一般会計補正予算（第7号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度南部町一般会計補正予算（第7号）について、次のとおり専決処分をする。平成29年3月31日付でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。

.....  
議案第38号

平成28年度南部町一般会計補正予算（第7号）

平成28年度南部町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,210千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,643,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成29年3月31日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝  
.....

5ページ、第2表、繰越明許費補正をごらんください。地方自治法第214条の規定によりまして追加をしております。具体的にはこの3つありまして、サテライト拠点施設整備事業（賀野地区）7,190万、三世代同居支援事業180万、雪害園芸施設等復旧対策事業27万4,000円、合計7,397万4,000円でございます。

13ページ、歳出のほうをごらんください。主なものを御説明いたします。2款1項8目、補正額として7,600万円を追加しまして、合計を1億3,038万9,000円とするものでございます。具体的には基金管理事業の積立金としまして、最終的な整理によりまして財政調整基金に積み立てるものでございます。

同じく9目の企画費で、空き家一括借上げ事業として事業費が確定したために整理するものでございます。

同13目諸費、これは償還金を予定しております。これは償還金として産業課、町民生活課、福祉事務所を考えております。

3款1項2目障がい者福祉費でございます。1,355万8,000円を減額しまして、2億7,786万1,000円とするものでございます。これは特別障害者手当等支給事業について実績によるものでございます。

それから、はぐっていただきまして14ページ、3款1項5目特別医療費です。これは98万7,000円を増額しまして、8,185万1,000円とするものでございます。これは特別医療費についてですが、実績は昨年度に比べて15.3%増となったことによるものでございます。

それから、3款2項2目児童措置費ですが、これは128万を減額しまして、1,938万9,000円とするものでございます。これは障がい児通所支援事業につきまして実績によるものでございます。

あと、精算的なものが多くて、次が15ページ、3款3項2目扶助費ですが、これは3,085万円減額しまして、8,101万4,000円とするものでございます。これは生活保護扶助費ですが、これは生活保護世帯の減少と医療扶助の実績で減額となったことによるものでございます。

それから、5款1項4目農業施設費です。これは178万1,000円を減額しまして、2,702万円とするものでございます。これは改善センターの管理として調理室のエアコン設備を考えていましたが、平成29年度予算で、ボイラーがダメージを受けたために、これを総体的に直すことに決定しました。したがって、そのためにこのエアコンの設置をやめるものでございます。

次、はぐっていただきまして16ページです。5款1項5目ですが、1,330万3,000円を減額しまして、1億3,575万6,000円とするものでございます。これは主なものとして、一番上に書いてあります環境保全型農業直接支援対策事業として、国の予算不足によ

り計画の満額配分とならなかったことによるものでございます。

それから、次、はぐっていただきまして17ページ、5款1項9目農地費でございますが、これは1,766万円を減額しまして、897万8,000円とするものでございます。この中で大きいのが農地中間管理機構集積協力金交付事業によるものでございます。集落営農を検討するためのものですが、法人化に結びつかなかったことによるものでございます。

それから、5款2項2目林業振興費でございます。これも実績によるものですが、有害鳥獣駆除事業、これはワイヤメッシュ等の実績によるもの等でございます。

それから、6款1項1目商工振興費でございますが、これは244万1,000円を減額しまして311万2,000円とするものでございます。これは経営改善貸付金利子補給の額が確定するものと、中小企業小口融資の新規貸し付けがなかったため等によるものでございます。

次、18ページです。6款1項2目観光費でございます。民泊総合推進のモデルを創設する予定でしたが、実施困難となったことによるものでございます。

それから、7款2項3目道路維持費です。これ660万1,000円を増額しまして、7,091万1,000円とするものでございます。これはこの冬の道路の除雪費用が多額となったためによるものでございます。

はぐっていただきまして19ページ、8款1項1目非常備消防費でございます。26万4,000円を増額しまして、2,630万9,000円とするものでございます。これは消防団員の退職があったために要るものでございます。

それから、あとは9款2項1目学校管理費です。これは30万3,000円を減額しまして、7,926万6,000円とするものでございます。これは会見、学習支援員の報酬の実績等によるものでございます。

それから、はぐっていただきまして20ページ、9款5項1目保健体育総務費です。39万2,000円減額しまして、2,086万5,000円とするものでございます。これは保健体育総務費事務費としてスポーツ団体の額が確定したものでございます。

それから、10款1項4目農地等小災害復旧費でございますが、これは30万円減額しまして、102万とするものでございます。これは災害による応急対策の実績がなかったため、全額三角するものでございます。

8ページ、歳入をお開きください。歳入ですが、この2款1項1目自動車重量譲与税から次ページの10款1項1目地方交付税までは、これは実績によるもので御理解いただきたいと思ます。

それから、12款1項2目土木費分担金ですが、これは13万8,000円を減額しまして、306万3,000円とするものでございます。これは先ほどの18ページの小規模急傾斜地の決定によるものでございます。

12款2項2目民生費負担金、これは32万9,000円減額しまして、5,043万2,000円とするものでございます。これは13ページの施設入所措置費の三角によるものでございます。

それから、14款1項1目民生費国庫負担金ですが、これは907万1,000円を減額しまして、3億6,604万2,000円とするものでございます。主なものとしましては、13ページの自立支援に関するものでございます。

はぐっていただきまして10ページ、15款1項1目民生費県負担金ですが、これ47万6,000円を増額しまして1億6,339万5,000円とするものでございます。主なものとしましては、自立支援介護給付の関係によるものでございます。

それから、15款2項1目総務費県補助金ですが、これは3万1,000円を減額して3,003万8,000円とするものでございます。これは汗かく農業者等によるものでございます。

それから、11ページ、15款2項5目土木費県補助金ですが、これらにつきましても実績によるものでございます。

それから、18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金ですが、これは減額が6,637万1,000円減額してゼロとするものでございます。これは財政調整基金繰入金を予定していましたが、繰入金の必要がなくなったことによるものでございます。

減債基金についても同じでございます。

次、はぐっていただきまして12ページ、20款5項5、雑入ですが、これは先ほど申しました非常備消防費に関する退職報償金等によるものでございます。

21ページをごらんください。給与費明細をつけております。変更点は、職員手当63万7,000円を増としております。先ほど申しました災害によるものの時間外手当等であります。

以上、御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。

提案に対して質疑はありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） これちょっと専決で、臨時議会じゃないのでちょっとわかりにくいところがあって、ぱっと斜め読みさせていただきまして、気づいた点だけ何点かお聞きさせても

らいます。

まず、歳入のほうからでございますが、予算書9ページの地方交付税が特別交付税で2億2,100万入って、全部で地方交付税が34億7,500万。これが前年度と比べて、書いてないね、どうだったのかということと、この後で同じく9ページの生活保護費が、国庫負担が減りますけど、これ歳出でお聞きします。

それと、同じく歳入ですが、11ページのふるさと寄付金、4,000万になりましたね、この件数について教えてください。

それと、11ページの基金繰入金ですね、結局、財政調整基金、減債基金繰り出さでも、出さなくてもよかったという原因は、今までやっていたいろんな事業が、頑張ったおかげで、不用額って言やあおかしい、実績に伴いましてこれを崩さなくてもよく会計ができたというように解釈していいのかどうか。

それと、12ページの雑入の中に、これをちょっと教えてもらえますか。徴収金(第78条)と返還金(第63条)、この意味をちょっと教えてもらえますか。

それと、歳出で15ページの民生費、やっぱりこの生活保護費の扶助費が3,000万も減額になったという要因。まさか、変なことっちゃおかしいですけど、申請に関してまた厳格になったとか、また景気がよくなってこうなったというならいいんですけども、見込みに対して実績がこうだったかもしれないけども、ちょっと中身について教えていただきたいと思います。

それと、16ページの、大きなもんしか言いません、これは南部町果樹生産振興事業、負担金、交付金が600万も減額になってるんですね。これは実績に伴うだと思えますけども、南部町の主な産業である果樹についてのこの減額って大きいなと思っております。

それと同じように、農林水産の農地中間管理機構集積協力交付事業が1,600万も減額になっています。これは事業説明書によりますと、手挙げるところがどうか知らんけど、なかなかなかったというように書いてありましたが、どのような原因でそのようなことになっているのか。

ぱっとちょっと斜め読みしましたところそう感じましたけども、その件についてお願いいたします。

○議長(秦 伊知郎君) どこから答えますか。(「総務課」と呼ぶ者あり)総務課。(「特別交付税、大きいところから」と呼ぶ者あり)

産業課長、芝田卓巳君。(「ページ数言って、ページ数」と呼ぶ者あり)

○産業課長(芝田 卓巳君) 産業課長です。産業課の関係で歳出のほうの16ページで、南部町果樹生産振興事業600万からの減額ということでした。事業説明書の31ページで状況のほう

は報告しておりますが、当初予定しておりました主に柿のほうなんですけれど、50アールの面積で3件を見ておりました果樹の棚に対する補助のほうが実際1件しかございませんで、しかも面積も50アールに對しまして7アールということで、大きな減額が発生したということが1点と、それと見込みですけれど、乗用モアの2台も見ておりました。こちらのほうもなんだったというのが大きな原因となっております。

それと、続きまして、17ページの農地中間管理機構集積の協力金のほうなんですけど、こちらは農地を貸し出すのに間に中間管理機構という組織を使ったときになるもんなんですけど、実際、この管理機構自体を使わずに個人間での集積といいますか、そういった間を通さずに集積自体はされております。たまたま今回はそちらの集積の管理機構のほうを使うことはちょっとできなかったというところが原因でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。交付税の減額ですが、これ9,413万5,000円となっております。

それから、件数について調べときます。

それから、繰入金がなくなった原因ですが、これはやっぱり職員が予算について非常に考えて、なるべく効率的に執行しようという努力があったことというものが大きいと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、岡田光政君。

○福祉事務所長（岡田 光政君） 福祉事務所長です。予算書の15ページ、歳出のほうですけども、生活保護費、生活保護の扶助の関係、それから歳入のほうですと9ページの国庫負担金、それから県負担金ですけども、こちらのほうは28年度末の被保護世帯が45世帯、27年度末に對しまして6世帯減っております。その関係で予算のほうが残ったということになっております。あと、医療費のほうで大きなものがなかったのも一つの要因かと思えます。

それから、歳入のほうの12ページ、諸収入のほうですけども、徴収金78条、それから返還金63条というのがありますが、こちらのほうは生活保護費の返還金と、それから生活保護費のほうの徴収金になっております。毎月生活保護費のほうを支給しておりますけれども、被保護者のほう例えば収入があったものを未申告だったとか、そういうものがあつた場合に保護費のほうを返還とか徴収をしておりまして、その部分の補正になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。（「いうことだったんですね。ふるさと寄付、ふるさと寄付金」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 何の寄附金。企画課長か。

総務課長、唯清視君。（「休憩」と呼ぶ者あり）休憩ですか。じゃあ、暫時休憩します。

午後 2 時 3 2 分休憩

---

午後 2 時 3 3 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。先ほどの寄附の件数ですが、平成 2 8 年度におきましては 3, 7 2 0 件であります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 1 0 番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） やっぱりちょっと気になったのは、例の生活保護の関係なんですけども、前年と比べて 6 世帯 2 8 年度は減ったと。喜ばしいことですが、景気がよくて、また生活保護受けておられる方が仕事ができ、そのように改善した、されたように解釈していいのか。全国的に見ても高齢者の割合が多いようですけど、ちょっと考えにくいやな気がしますけども、実態についてお教えいただきたいと。

それと、中間管理機構の協力金が要らなくなったで、個人同士で云々なればということですが、産業課としてのこの中山間の大事な土地の集積は目的を達した上で、中山間管理機構使わなくてもこれは維持できたように解釈していいのかどうか教えてもらえませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、岡田光政君。

○福祉事務所長（岡田 光政君） 福祉事務所長です。前年度に、2 7 年度末に比べて 6 世帯減ったわけですが、2 8 年度中に開始になったのが 4 件、それから廃止になったのが 1 0 件ありまして、6 件少なくなったということになっております。

その廃止になった中身ですが、就労だけではなくて、当然亡くなられたという件もありますし、ほかには就労ではない収入があったとか、それからちょっと今持ち合わせてないので詳しい中身まではちょっと覚えておりませんが、就労だけの、全員が就労の世帯だったということではないということです。済みません、以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。中間管理機構に貸し出すのは、大体、農地の作業のある春先ということで貸し出しというものが始まるわけなんですけど、2 8 年度の計画では一応、浅井と三崎をこの中間管理機構の中での事業でやろうというぐあいに計画をしておりました。

ただ、実際に三崎で言いますと、集落営農のほうは実際にその中間管理機構、仕組みとしては

中間管理を通して集落営農にということがこの事業なんですけれど、ちょっと春先に間に合いませんでした、実態としての集落、農地そのものの保全は、集落営農がその中間管理機構を通さなくてもきちりと受けて保全もできております。

浅井に関しましても、タイミングというものが合わなかったところがありまして、ただ、実態としては集落営農、個人間での管理ということで予定は、目的といいますか、その辺のところはきちりとできております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 最後に1つ。どうもやっぱりちょっとひっかかるのが生活保護なんですけど。確かに今、説明をお聞きしましたが、1つだけ教えていただきたい。

27年度の生活保護受けるためのいろんな決まり、国から県や町のいろんな決まって、そういう条件があらうと思いますが、26年、27年、28年で、生活保護受けるためにいろんな決まり事とか条件があらうと思いますが、その条件は変わってませんね。その確認だけです。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、岡田光政君。

○福祉事務所長（岡田 光政君） 福祉事務所長です。生活保護の条件といいますか基準といいますか、その部分に関しては変わってない、変わっていません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず1点目、先ほどの地方交付税が2億2,100万増額したという、これ全額特別交付税だということですよ。平成28年度の当初は、当初予算では特交が記載されていなかったの、ということですか。ということは、28年度中の特交が、全額が2億2,000万だと理解していいのか。この総額の34億7,520万が最終的な金額になりますよね。その内訳をちょっと教えてほしいのと、特交がこのままかということですよ。

それで、今回の補正予算見たら、職員が頑張ったということもあると思うのですが、いわゆる産業課関係での仕事が減額があったことと、大きいのは、これ見たの、特交が入って2億円というのは、ああ、そうか、財調とかの取り崩しを当初想定しとったんだけど、特交が入ってきたのでと、よくやる、そういうことだなというふうに見たわけなんですよ。見通しとしてはどうだったわけですか。これは決算でも出てくると思うんですけども、平成28年度の見通しとしては予想どおりだったということですか。7,000万、結果として財調に積むんですよ。言ってみたら、財調のほうでは何ぼでしたっけ、取り崩しをやめて6,600万を削るところを削らないでそのままおいといて、その上に7,000万いくと。ということは、平成28年度は職

員も頑張ったし、仕事もすること予定よりはできなかってお金が残っちゃったのかなということなんですか。その原因何かということですよ。私は当初、町とすれば当初の特交をこういうふうに見とったんだなというふうに思ったんですけども、その辺をちょっと教えてくださいね、その特交の内容と。

それと、2つ目が細田議員とかぶるんですけども、生活保護の問題でなぜこう問題になるかって、町は、町の貧困はどうですかというふうに聞いたら、生活保護費や就学援助の数字を出してきて、だから町は全国水準、県水準よりも貧困ではないんだという言い方するわけなんですよ。ところが、全国的に見たら生活保護の件数はふえてきているし、たしかここの南部町でいう中小業者の、何ページやったっけ、47ページの商工費の小口貸し付けかって動いてないわけですよ。ところが、全国で見たら中小業者本当に大変で銀行からも借りられないから、市町村にこういう制度つくってくれと言ってるところが多いわけなんですよ。どうも、職員の方々が一生懸命なさっていると思うんですけども、住民とのニーズに合わずに上滑りしているのかなという感じも、正直言ってこの補正予算見て思ったわけですね。

そこでお聞きするんですけども、例えば47ページの商工費の小口融資はもういなかったんだと、こういうふうに言ってるんですけども、そういう意味でいえば、南部町の中小業者がもう仕事してないからこれ要らんのか、そこですよ。言ってみたら、よその町村とかはやってくれと、これがなかったら仕事もたへんのやと言うてるんだけども、南部町ではどうしてこの結果になったのかなというのがちょっと解せんわけですけども、この辺はどうなんですかということですよ。そういうことです。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。交付税の額ですが、まず、先ほど申しましたように平成27年と28年で比較しますと、9,413万5,000円減額になっております。

まず、この予算の上げ方なんですけど、まず当初予算を組む場合に、歳入欠陥を恐れまして、かたかく積むようにしております。ですから、多く見込みをしちよいて、もし歳入欠陥のほうが発生すると困りますので、非常にかたく抑えております。以上です。（「もう一度だけ。特交と地方交付税はこのとおりですか、28年度の」と呼ぶ者あり）ちょっと休憩をお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩ですか。

○総務課長（唯 清視君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 若干休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。まず、特交ですが、トータルで 5 億 4, 1 5 5 万 3, 0 0 0 円でございます。（「もう一回」と呼ぶ者あり） 5 億 4, 1 5 5 万 3, 0 0 0 円でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。商工の関係で御質問をいただきました。小口融資につきましては、2 8 年度新規の貸し付けがなかったということになっておりますし、何もしないわけではございませんで、商工会と連携してそういった内容があれば精査して受けていくという方向になっております。以上でございます。（「県のほうが有利でそっちのほうが」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 何かこっちの側にも執行部がおるような答弁しているんですけども、お聞きします。先ほどの特別交付税わかりました。

それで、特別交付税の金額がもう執行部のほうで確定してわかっているということですので、特別交付税の積算してくる根拠がありますよね。要は、5 億幾らがどれを積み立ててきたのかということですね。それが出ると思うんです。これは、議長、専決でして、ここで言うておかないと出ませんので、その資料を出していただきたい。これも議運で協議ですか。

○議長（秦 伊知郎君） 出させます。

○議員（13番 真壁 容子君） よろしくお願ひします。よろしくお願ひしますという。それで、あとお聞きしたいこと。

1 つは、3 8 ページと 3 7 ページに連携する、いわゆる産業課関係の農地中間管理機構の集積協力金交付事業です。これが補正前の額が 1, 7 5 5 万に対して補正が 1, 6 5 2 万の減額ということで、ほとんど事業ができていないという状況ですよね。これはそういう意味でいえば、担当課に聞くと町長かなと思うんですけど、農地中間管理機構というのは、TPP の導入で、要は集積してもうける農業をしていくために規模拡大しなさいということなんですけども、私はどういう手を打ってきても借り手と貸し手の要求が合わない段階では、南部町で幾ら鳥取県がうちわであおいでも中間管理機構への集約というのは難しいのではないかというふうに思うんですよ、

協力金等がありながらいかないって。そういう意味でいえば、もう唯々諾々とかういう制度があるからやりましょうとやってて予算に計上するわ、それが有効にできなくてこういうふうになっていくというのであれば、何らかの形で南部町の農業を守るための提案というの要るんじゃないかと思ってるんですよ。それについていえば、町長は今回この中間管理機構で、どうもこれが十分有効に受けてないということについて、県、国に対してやっぱり言っていかなといけんのちゃうかという点についてどうかという点です。

それと、もう一つは、何ページでしたっけ、すみれこども園とひまわり保育園、14ページ、15ページです。これはなかなか保育士が思うようにいないというところで、町では28年度、週38時間勤務の非常勤保育士を募集しておったけれども、それが来なかったので臨時対応したんだという内容で、減額の364万ないし219万、総額580万の減額となっています。対応したのは臨時、いわゆるパートさんの保育士で対応したということなんですけども、この時点で、町長、要は週38時間勤務の非常勤保育士を募集してきたが、応募なかったという現実をどう捉えてたのかということですね。今回、4月に若干の報酬引き上げ等をしたんですけれども、その点についてどうだったのかというと、これによるいわゆる非常勤保育士と短時間の非常勤職員では大分違うと思うんですけども、現場での対応はこれで十分だったのかという点ですね。

それと、この28年度を見て、29年度どういうふうになさってるのかということをお聞きしておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、中間管理機構のことにつきましては、言ってみれば、今話を聞いてますと、集落営農をしてるところに、同じことを中間管理機構に間に入れてもらって補助金をいただくようなシステムを考えてたんですけども、残念ながらこの年度内までにその条件が、多分事務的な手続等のことだと思いますけれども、それが間に合わなかったということだろうと思います。地域の中にお金を落とすことに対して中間管理機構を使うということは非常に有利だと、今の中ではですね。これに対しての、もう少し産業課もしっかりと時間を見計らって適宜適切な指導ができるように、これからも検討していきたいと思っています。

それから、保育士の問題はいろいろなところで言われてますように絶対数が足りない。それから、経験がある、お持ちの保育士、資格を持った保育士がおられても、その方々が、じゃあすぐに保育園という現場に勤めるということは非常に困難があるという、こういう面があるだろうと思っています。何としても保育園に入れないというようなことができるだけないように、町長としては、保育士の基準になる人数が要りますので、そういうことに対して町長は責任持たなくち

ゃいけないと、このように思っていますんで、今後とも保育士の確保に向けていろいろな手段をとっていきたくと思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに。よろしいですか。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。2点ほどお聞かせ願いたいと思います。

地域奨励作物支援事業というのが予算化して、30万ほど減額になっておるわけでございますけれども、これはここの状況の中で、集落で実施検討したけれどもできなかったということで書いてありますけれども、具体的にはどういう取り組みをされようとしておったのか。

なぜかといいますと、今、地域振興協議会とかそういうところでもいろんなものを取り組もうとしておられるような状況もあるわけでございますが、特にこれ担当が産業課ということでございますが、28年度はゼロだったんだけど、今年度はもう既にこれを糧にして動いているのかどうか。その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一点は、これは企画政策の関係でございますが、起業促進奨励事業ですか。私も中小零細企業の一員のメンバーではございますけれども、新たに起業する場合にこういう助成をすることがあるわけでございますけれども、実態として申請がなかったと。ところが、実態、地域の中では新たな起業を何件もやっておられる方がおるわけでございますが、その辺について企画政策はどのようなやり方をしておられるのか。ただ商工会に丸投げして、そういうのがあったら申請してねということをしてるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。地域奨励作物支援事業の件ですが、結果的には事業がなかったということで交付しておりません。検討の内容につきましてですけど、地域振興協議会ごとに何がいいのかということで取り組んで考えていただいております。なかなか地域奨励の作物といいましても難しい。前は南さいはくのほうでキササゲ等ですとかいうのもあったわけなんですけど、なかなかすぐにこれということも見当たらず、検討結果でなかったという結論に至っております。

ただ、今年度につきましては、既に富有の里のほうでエゴマにつきましての地域奨励作物で申請がございます。そういった去年1年間かけて話をされたのが今年度になってまた実ってきたのかなというところもございますので、御報告をしておきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。起業促進奨励金のお話でございますけれども、昨年度、28年度については該当がなかったということを知り及んでおります。基本的に、南部町に転入していただいて半年過ぎた方プラス35歳以下の移住者を対象にしておるところでありまして、それに該当する起業者がいなかったということになります。

ここで申し上げるのもあれですけども、商工会からも、南部町内で住んでいらっしゃる方に新たに起業したいという方についても対象にしてほしいというような要望がございますので、ことし、要綱の改正を予定をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 先ほど企画政策のほうから起業の促進の話がありました。私もやっぱりこの要綱は変えていただいて、地域の中で活発に起業活動ができるような取り組みというのをしないと、今、年々企業の経営しておられる方も高齢化をし、なかなか経営がならないからやめていくというような方もあるようでございますが、若い人に起業ができ、そして地域に住んでいただいて活気があるような町にしていかなければ私はいけないと思います。ぜひ、そのような格好で内容を検討し、若い人にチャンスを与えるような取り組みをぜひ側面から支援していただきますことを重ねてお願いしまして、私の要望を終わらせていただきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。私は、この分についてちょっと農業関係のことで、何か産業課さんばかりで申しわけないと思ってるんですけど、お許してください。

特に零細農業者、町が単独でやっている、農業を始めようという。例えばこれができたときは団塊の世代の方がどんどん退職されて、家で百姓をするためにハウスとかそういったものに対して町が独自でされた補助事業だったというふうに思ってるんですけど、そういったような内容、27ページの汗かく農業者支援事業とか、それからさっき仲田議員も言われましたけど、地域の奨励作物支援事業とか、それから耕作放棄地の再生推進事業とか、町単独でばかりではなくて農業に対する小規模の方に対する支援がだんだん減ってきてるなというふうに思っています。それは例えば、宣伝といいますか、町からのPR不足なのか、それとも新しく新規で、新規といいますか、退職されてこれからの自分ちの周りの畑や田んぼを何とかやっていこうという人が少なくなってきたというふうに感じておられるのか。また、それに対して対応策的なものがないのかということがまず1点です。

それと、もう一点は、林業関係です。林業関係の中の竹林整備なんですけれど、これも1件の要望があったけどちょっとできなくなってしまったというのはわかります。ただ、これも、鳥取県の森林環境保全税ですか、それを利用した竹林整備だったと思います。これも最初、整備が、事業ができたときには結構、南部町の中でも本当にきれいになったねというところがたくさんできて、この事業は本当にいい事業だなというふうに道を走ってても目立つような現状がありました。でも、最近そういったことがなくなった、今年度も事業がないというような状況なんですけど、そういったところについて、もうちょっと町としても力を入れて推進をしていくべきではないかなというふうに思っておりますけれど、その点についての答弁をいただければと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。町独自の小さな小規模の支援ということにつきまして、PR不足ということもあるかもしれません。そこら辺のところは反省しながら対応していきたいという思いでおります。決して支援をしないというわけではございませんで、今回6月の補正で、事業で新規で上げさせていただきました基盤整備の補助金、交付金事業なんかは新規ということで、小さな基盤整備ということでの事業ということで考えておりますので、そこら辺のところの対応という考えで今後していきたいと思っております。

それと、林業の竹林のほうにつきましては、こちらのほう書いてありますように地元の調整ということになるわけなんですけど、この集落につきまして今年度また再チャレンジということで話は継続していただいておりますので、昨年より恐らく今年度は事業ができるのではないかなという思いでおります。ほかにも話が来ておるので、何とか進んでいくかなという手応えを感じております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） この点については、特に農業支援ですね、町長のほうも考えも聞いておきたいんですけど、引き続き今年度もやっております事業があるわけなんですけど、町長の方針としては、やはり組織を大きくしていかなくちゃいけないというところも念頭にもあるわけなんですけど、そういった小規模関係の農家、それから私たち中山間地域、そういったところに対する支援とか、そういったものに対してこれからどのようなものを考え方をしていきたいというふうに思っておられるのかということと、竹林整備については、やはり最初は結構予算がついたんですけど、だんだん全県下の市町村がやり始めて、単町に対しては非常に事業の金額も落ちてきたということになってるんですけど、新年度ちょっと予算を覚えていないんですけど、やはり新年度についても一集落一山ぐらいなものしか予算的なものはつかないのかどうなの

か、その点について、もしわかりましたらば、よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ちょっと休憩します。

午後 3 時 0 2 分休憩

---

午後 3 時 0 2 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私は、一般的な答弁をさせていただきます。

まず一つに、ここまでこういういろいろ整備をして、多分 5 年ぐらいになりますかね、この整備をしてから。この間、南部町のお住まいの方たちも 5 歳年をとったということになろうと思えます。その間に労働環境が再雇用だとかそういうことで、今までであれば 5 0 代後半にリタイアして農業に就労する。会見地区であれば 5 5 歳ぐらいになれば、そろそろおやじのことを思っはさみを買って柿の手入れや梨の手入れのことを学べば、6 0 からは金になる商売ができるというような、これまでの非常に南部町をよくしていた、そういう世代がずっと動いていく、そして農業に従事していくという流れがここ数年で急激に変わってきてるんじゃないかというぐあいに思ってます。現に私の同い年クラスもまだ勤めてるというのもたくさんまだおりまして、普段であればこの農業だとかそういうところに本来は努めていただきたい、こういう思いも持ってます。これをどうやっていざなうのかということもありますけれども、先日、果実部との皆さんと話したら、非常に収益が上がってる。梨も柿も非常に収益が上がって、いわゆる懐に入ってるわけです。しかし、それであっても、じゃあ若い人が柿や梨に向かってくるかということ、なかなかそうはいかないと。このあたりをもう少し一つの産業として、柿をつくってみないかだとか、梨をつくってみないかだとか、こういうふうはどうやっていざなっていくのかということが町として一つの課題だなと思ってます。

もう一つは、今言われました中山間地のそういう大規模な農業ができないところの課題もあろうと思えます。そういうところについては小さな農地の面積でも収益が上がるもの、そういうものを多面的につくっていくことが必要だろうと思ってます。一般質問等でもありますが、村と町が共同でお互いに助け合うというような取り組みが振興協議会を中心に行われています。ただただイベントをするばかりではなくて、先に種代をもらうぐらいの心意気で消費者が望む野菜にあえてチャレンジする、そういうような取り組みも必要んじゃないかと思えます。今までずっとつくってたキュウリやナスビや大根も大事かもしれませんが、消費者が求めるも

のについて中山間地の私のおばあちゃんがつくる。それは間違いなく自分も食べるし、安全なものを顔の見える消費者に対価として差し上げると、そういうようなお金や顔のつながりを通した村と町のつながりができれば、地域はまだまだやっているとはいえないかなと、そういう取り組みをこれからも続けていきたいというぐあいに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議長から先ほど指摘がありましたけども、質疑でということなんですけど、実はこれ専決なんで委員会に付託はないわけでしょ。だからちょっとお聞きしますけど、何点かお聞きします。

私、鳥獣被害の防止の分が金額はもうほとんど消えたような感じになってますね、減額に。私これ見ますと、事業内容見ますと、提案理由は見ますと取り下げがあったということだったんですけども、結局、地域でやろう思うんですけども、一つは何が原因でこうなったかということなんですけども、私、思うんですけども、その次の説明、次の文章にあるんですけども、松林等のこの対策、これも減額になってるんですよ。特に私が思うのは、町は里地里山、全国から受けたという状況なんですね。だから私は、こういう松林とかそういうことの松枯れによって大変な状況になってるところ、やっぱりどうして、町は根本的にくわ入れせんとますます鳥獣被害も出るんじゃないかというぐあいに思います。そこら辺で、なぜこういう原因になったのか、それとも当初の予算立てがどうだったのか、問題があったのかということ、どうだったのかということをお聞きします。

それから、もう一点なんですけども、ここに民泊のことがジゲおこしのことであるんですけど、これも減額が、金額が多いんですよ。私は、国のほうでは特にオリンピック目当てでしょうか、関東、東京周辺だと思うんですけど、民泊を盛んに言います。町内で民泊ということなんでしょうけども、これ見通しとしては本当にこれをどんどん進めようとする、そういうことになってるのか。ちょっと私は非常に疑問を考えるんですけども、これは減った原因というのはどうだったのでしょうか。何かなかったということなんですけども、希望がね。どうなんでしょうか。それについてお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。まず、鳥獣被害防止対策事業につきましてですが、こちらは国の国庫補助事業ということでございます。それで予定をされておられた集落が最終的

には断念されたわけなんです、その理由としまして、やっぱり国庫補助ということで14年間の管理をしないといけないということが、最初に周知徹底がされてなかったというところがあると思います。その辺のところ集落のほうで話をされた結果、よう14年も管理を継続していかれんという結論に至ったというぐあい聞いております。

それと、被害松林のほうですが、松、山林自体がなかなか今、価値がないということもありまして、それに対しての手入れ、これは町の補助と県の補助とあるわけなんです、なかなかそこまでは思い切って事業主、持ち主さんが事業に向かうということが、そういう森林といいますか木の価格等の問題もありまして、なかなか向かう、管理も大変ということでそこら辺のところできないということがあります。予算もちょっとそこら辺のところをきちんと見込みも立てずちょっと予定をしてしまったというところがございますが、そういう実態としての減額ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。（「あれは、民泊」と呼ぶ者あり）申しわけありません。

企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。民泊につきましては、昨年度、28年度来、いろいろ検討してるところでございます。今年度、29年度についても検討してまいりたいというふうに思っておりますが、昨年度、民泊についてもモデル地区を定めて、そこで一応協議をしてまいろうというふうに考えておりました。結果的には十分な協議ができなかったというところで、補助金のほうを減額させていただいております。

先ほども話がありましたけども、東京オリンピックの関係ですとか、ことしのオオサンショウウオの会であろうとか、南部町で泊まるとこというのはかなり限定されてきますもので、民泊についても必要だというふうに考えますが、ただ、国のほうの法律とか県のほうの条例とかでいささか制限されるところがありますので、その辺を検討して、できるだけ早い時期に民泊といったものを実施してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 施策を言うんですけども、私は先ほどの鳥獣被害のことだとか、あるいはそれから松林のこと、それも継続性を続けていかんとなかなか難しいという状況があられるということは事実だと思うんです。一つは、その根本にあるのは何かということは、やっぱり展望がないというのが実情じゃないかと思います。私も商店しておりましたが、そういうのが将来の展望がないから結局やめざるを、縮小、そこから引くという状況になると思うんです。恐

らく林業だって農業だってそうだと思います。だからそれをほっといていいものだろうかというんですけど、しかし、やっぱりこの南部町では、それは一つの地場の大きな産業だと思うんです。だから、そういう点からいえば、町の施策としてもっと重点化すべきだと思うんですけど、財政の問題もありますから。今後もこれ引き続いて発展させるためには町としての手だてというものを考えるべきだと思うんですけど、やっぱり今後もずっとこういう事業を続けていくという状況でしょうか、それだけお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、いけますか。（「もう答えてます」「専決。もう答えません」と呼ぶ者あり）3人だもん。

休憩します。

午後3時13分休憩

午後3時13分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。（「これは、いいですか、ちょっと聞きたい。鳥獣被害対策だとこのことを言っとうなる」「鳥獣被害対策もあわせて」と呼ぶ者あり）農業関係に対して……（「新しいこともあるし」と呼ぶ者あり）どういう展望を持ってるかということです。

（「最初に言ったように、里地里山のしてるという関係が、やっぱりこれもそういう環境面のことも含めてです」と呼ぶ者あり）

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。当然、必要な事業だというぐあいに思っています。ただ、今、産業課長が言っていましたように、少し職員と現場の集落との距離が遠いために、今言ったように、いや、そうだったのみたいなことが現実に起きてるわけですし、このあたりのもう少し機動性を持って実際に一緒に集落の皆さんと悩むような、やはり役場体制にしくちゃいけないなというぐあいに思っています。ことしは円卓会議だとかそういうことをしながら、もう少し地域の皆さんのもとに出ていくような思考を考えながら、こうやって現場の鳥獣被害の問題だとか、山の問題なんかもやはり一緒になって話し合っていくことが大事だろうと思ってます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第 38 号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

---

#### 日程第 9 議案第 39 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 9、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号））でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）について、次のとおり専決処分をする。平成 29 年 3 月 31 日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。それでは、予算書のほうをごらんいただきまして説明をさせていただきたいと思っております。1 ページをごらんください。

---

#### 議案第 39 号

##### 平成 28 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 421 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,309 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日

専決 南部町長 陶山清孝

-----  
これは歳出実績に対しまして歳入が予算よりも少なかったために、不足が生じたものを一般会計から繰り入れて行うものでございます。

詳細につきまして、5ページの歳出のほうから説明させていただきたいと思います。5ページをごらんください。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。13万7,000円を減額し、64万7,000円とするものでございます。これは西伯墓苑の一般的な管理に必要な金額を歳出したものでございます。

2款諸支出金、1項償還金、1目償還金でございます。14万7,000円を減額し、166万1,000円とするものでございます。これは墓地の返還に伴いまして未使用の方に9割をお返ししないといけないということがございますので、その実績に合わせたものでございます。

続きまして、3款予備費、1項予備費、1目予備費でございます。予備費のほうも実績ございませんでしたが、13万7,000円を減額いたしまして、1,000円としております。これも歳出予算額を実績に合わせて減額し、一般会計からの繰入額を最小限にするために歳出のほうを減額しております。

では、歳入のほうをごらんいただきたいと思います。4ページをごらんください。歳入でございます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目墓地使用料72万7,000円を減額し、128万1,000円とするものでございます。こちらは西伯墓苑及び円山墓地の使用料となっております。新規使用があったときにいただくものでございます。

1款2項手数料でございます。1目墓地手数料です。1万1,000円を減額し、71万1,000円とするものでございます。こちらは墓地の手数料で西伯墓苑の管理手数料をいただいております。歳入実績に合わせ、減額いたします。その結果、不足が生じたので、次の款ですが、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。31万7,000円を増額し、31万7,000円とするものでございます。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第 39 号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

---

#### 日程第 10 議案第 40 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 10、議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号））でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、次のとおり専決処分をする。平成 29 年 3 月 31 日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） それでは、予算書 3 号をごらんください。はぐっていただきまして 1 ページ目です。

---

議案第 40 号

平成 28 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 28 年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,296千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247,618千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日

専決 南部町長 陶山清孝

.....

これは天萬地内で県道溝口伯太線の歩道の工事を行っておりますけども、この工事が延期になりまして、支障となっていました農業集落排水マンホールポンプの制御盤移設工事がそれに伴い延期となりまして減額するものです。

はぐっていただきまして、4ページをごらんください。歳出の1款1項2目です。維持管理費で129万6,000円を減額し、合計で5,501万7,000円にするものです。

同じページの上に歳入がございまして、3款1項1目一般会計繰入金を116万7,000円減額し、1億1,974万1,000円とするものです。

同じく5款1項1目雑入ですけども、県の工事の支障移転になりますので、移設補償費12万9,000円を減額し、補正後が1,000円となるものです。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第40号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

.....

日程第11 議案第41号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 1、議案第 4 1 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案第 4 1 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 2 8 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号））でございます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について、次のとおり専決処分をする。平成 2 9 年 3 月 3 1 日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。補正予算書に基づいて御説明をいたします。

.....  
議案第 4 1 号

平成 2 8 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度南部町の太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4, 3 2 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 2, 7 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....  
歳出から御説明申し上げます。5 ページをお願いします。歳出のほうです。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目維持管理費でございます。1, 9 8 5 万 4, 0 0 0 円を増額し、6, 3 5 3 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。主なものは、計画値よりも売電した金額が多かったとい

うことで、基金へ積み立てる金額の増加によるものでございます。

続きまして、2款1項1目の環境対策費でございます。72万8,000円を減額いたしまして、569万1,000円とするものでございます。これにつきましては繰出金でございますけれども、自然エネルギー関係の補助金の実績による減額ということになっております。

続きまして、公債費でございます。3款1項1目の元金でございます。100万円を減額してゼロ円とするものでございます。これは住民公募債の中途解約がなかったためのものでございます。

続きまして、予備費でございます。4款1項1目の予備費でございます。380万円を減額いたしまして、11万6,000円とするものでございます。これは予備費の計上分を最大限基金に積むためのものでございます。

続きまして、歳入のほう、前のページをおはぐりください。4ページでございます。主なものを申し上げます。3款諸収入、1項収益事業収入、1目の売電収入でございます。1,433万4,000円を増額いたしまして、7,265万4,000円とするものでございます。これにつきましては計画値よりも多く売電した結果、売電収入がふえたということになっております。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 売電収入が1,433万4,000円ふえたということでの補正予算はわかるんですけども、計画値よりふえたから1,433万4,000円出たんですけども、ちょっと中身を教えてください。

この平成28年度は、この売電の相手先が変わったんですか。変わっていませんね。変わってなければ、以前は売ってるところが分けていませんでしたか、単価によって。どういうところで収益がこんなに変わったのかというの知りたいんですよ。単価も違ってましたよね。それがどんなふうに変ったんでしょうか。

それと、この計画から1,433万4,000円というのは、売電量がどれだけだって、どこに売ったのかというのちょっと教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。計画値でいきますと5,832万円という計画値が出ておりますが、実際、もっと発電するような計画になっております。ですが、安全側のことを考えまして若干減らして、こういった数字の計画にしております。

それから、売電先でございますけれども、昨年度も今年度も変わっておりませんけれども、中国電力様とオリックス株式会社様に売電をしているところでございます。中国電力さんにつきましては40円プラス消費税でお売りをしているところでございますし、それからオリックスについてはそれより0.75円高く売っているものでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 中電とオリックスに売ってて、オリックスのほうが高かったんですよね。このことと、ちょっと専決やから聞くんですけど、28年度ですよね。そうか、29年度から……。28年度の途中でだんだんエナジーを立ち上げたんじゃないんですか。そこでの売電がどうなるのかということもありましたよね。そこは作動してないんだな、動いてないんだなというのよくわかったんですけども、担当課としては以前に出された計算値を、収益を見たときにオリックスのほうが高く売ってて、それやったらオリックスのほうに売ればいいんじゃないかというふうな話してたんですね。今回は、この売電先の中電とオリックスに行く量を変えたのか、それともそうではなくて、この中電とオリックスはもう契約で決まっているんですか。その辺のことがわからない。どうしてこの売電の収益が1,400万上がってきたのかというのわかりません。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。中電とオリックスの売買といいますのは、まず基本的には中電にあると。オリックスさんのほうは安定した部分だけを買取られる。毎月、毎日決まった金額、決まった量を買取られるのではなく、安定したエネルギーの部分だけを買取られるということになっております。契約上、そういうことになっております。

議員おっしゃいました計画電力よりも1,400万ほど高くなっていると。現実高くなっておりますけれども、計画電力のほうがやはり安全側を見て低いと、低く設定してあるというところで、去年は8月、9月ですか、それと春先、その辺の日照時間が長かったということで発電も多かったということも加味していただいて、1,400万の売電収入がふえたということになっております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 説明はわかりました。

詳しいことは決算でまた資料出してもらいますが、もう一つ聞くのは、平成28年度途中で立ち上げた、だんだんエナジー電気を売っていないのはなぜですか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。昨年12月でしたか、立ち上げは5月立ち上げておりますが、いろいろ、もろもろ国への申請とかいろいろございまして、実際この庁舎とかそういったところの電気については切りかえをさせていただいたところですが、売電の部分です。鶴田の太陽光発電所からだんだんエナジーが買って、その分を若干オリックスか中電よりも高く買い取っていただきたいなという話をしておりました。その中で、まだ12月に実際、発電を開始といいますか売電を開始したばかりでございますので、実際もその事業収益というところで見ると、単年度でいきますと、だんだんエナジーのほうはマイナスが走るということになっていきます。先の話をしてあれなんですけども、29年度についてはその部分の見通し、プラスになる見通しが出てきますので、それを踏まえながら、原資を確保しながら売電を、できれば買っていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

ここで休憩をとりましょうか。再開は3時50分にいたします。

午後3時37分休憩

午後3時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

訂正事項があるそうですので、許可をしておりますので、よろしくお願いいたします。

企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 失礼します。企画政策課長です。先ほどの太陽光発電の議案第

41号なんですけれども、予算書の1ページ目、私の言い誤りがございましたので、訂正をさせていただきますと思います。

第1条の歳入歳出それぞれ「1,432万6,000円」と言うべきところを「1,436万2,000円」と言っていました。正しくはこの予算書のとおりでございます。1,432万6,000円ということで訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 訂正がありました。よろしくお願いいたします。

---

日程第12 議案第42号 から 日程第14 議案第44号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第12、議案第42号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第14、議案第44号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第42号から日程第14、議案第44号までの提案説明をお願いいたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第42号でございます。南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次ページ以降に改正案を記載をさせていただいております。これは特別職の非常勤職員の処遇改善を目的として報酬額を増額する等の改正を行うものでございます。

報酬額につきましては、この3月議会で議決をいただきました一般職の非常勤職員の改定率を基礎として増額をするものでございますが、農業委員会の委員、それから教育委員会の委員につきましては、職務内容や職責の変化、他市町村とこれは比較して報酬額が低い水準にあることなどを考慮いたしまして、県内の平均額を参考として増額をしようとするものでございます。

また、新たに農地利用最適化推進委員、教育長職務代行者、人権教育啓発専門員の職を新設をし、また、植物無菌培養施設指導員を削るものでございます。

なお、投票所の投票管理者など選挙の執行に係る職につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律において報酬額が決定をされるため、今回の改正の対象とはいたしておりません。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 議案第43号をお願いいたします。

総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。

.....  
議案第43号

平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）

平成29年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,714千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,932,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月16日

提出 南部町長 陶山清孝

平成29年6月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....  
7ページ、歳出へお移りください。2款1項1目一般管理費でございます。309万1,000円を増額しまして、3億2,286万5,000円とするものでございます。主なものといたしましては、非常勤職員雇用、これは総務課なんです、これは以前、企画課に配置しました職員を総務課に移管したことによるものでございます。これは機構改革に伴うものでございます。それから、例規集管理事業として、現在、セキュリティーのためにインターネットパソコンとL G W A Nパソコン分離しておりますが、この例規ベースがL G W A Nパソコンで見られないということが発生しております。したがって、これを解消するための補正予算でございます。次、インターンシップ受入事業でございます。これは来年就職予定の学生に役場を知っていただくために考えてるものでございます。

4目CATV管理費、これは88万7,000円を増額しまして、4,931万2,000円

とするものでございます。これは県道溝口伯太線道路工事に伴い、CATV回線の移設を行うものでございます。

それから、7目財産管理費48万円を補正しまして、1億1,399万8,000円とするものでございます。これはペレットボイラーの焼却灰を処理するものでございます。ちなみに、このペレットは平成23年に完成しております。

次、2款1項9目企画費でございます。122万3,000円を補正しまして、4億3,688万2,000円とするものでございます。一番下にあります複合施設整備検討事業として、基本計画の策定に当たって民間の活力を得て検討するものでございます。

それから、10目地域自治振興費1,773万4,000円を補正しまして、8,868万6,000円とするものでございます。これはまちづくり推進助成事業がありますが、これは14団体以外に希望があったために町としてこれを追加しようとするものでございます。

9ページをお開きください。同じくコミュニティ助成事業がありますが、これはコミュニティ助成事業の宝くじですが、この採択があったために要るものでございます。次のむら・まち支え合い共生の里事業でございますが、南さいはく地域振興区において遊休農地の解消等に伴うものでございます。

2款2項1目税務総務費、これは9万1,000円を追加しまして、4,303万3,000円とするものでございます。これは税務総務費としまして、地図情報システムにおいて電子データ化して地籍情報システムの取り込みを行う作業に伴うものでございます。

10ページをお開きください。3款1項2目障がい者福祉費です。78万3,000円補正しまして、2億9,004万3,000円とするものでございます。これは重度障がい児者日中支援事業の新規申し込みに伴うものでございます。

それから、3款2項1目児童福祉費総務費でございます。4万6,000円を補正しまして、744万6,000円とするものでございます。これは書いておりますように、災害遺児手当支給事業として手当を支給するためをお願いするものでございます。

11ページをお開きください。3款2項7目子育て支援費でございます。これは113万8,000円を補正しまして、5,845万3,000円とするものでございます。これは東西町放課後児童クラブの指導に伴うものでございます。

12ページをお開きください。4款2項1目環境衛生費43万2,000円補正しまして、127万1,000円とするものでございます。これはこの冬の大雪によりまして宮前墓地のり面が崩壊したために、これを復旧しようとするものでございます。

5款1項3目農業総務費122万5,000円を補正しまして、1億6,727万6,000円とするものでございます。これは農業集落排水事業特別会計繰出金として、県道溝口伯太線の工事に伴うものでございます。

それから、4目農業施設費114万5,000円を補正しまして、3,586万6,000円とするものでございます。これは主なものとしまして、地域農産物加工施設のめぐみの里なんですが、これの乾燥機が壊れて、これを直したいと思うのでございます。なお、この機械につきましても、もう既にメーカーが倒産してまして、修理不能な状態でございます。次、オートキャンプ場施設管理事業ですが、これはオートキャンプ場の水源の井戸ポンプが目詰まりを起こしております。これを解消しようとするものでございます。

13ページをお開きください。南部町園芸活力増進事業、負担金補助及び交付金でございます。これは1月の大雪で被害出たことによるものでございます。

それから、14ページをお開きください。5款3項1目水産業振興費でございます。これは25万円を追加しまして、総額25万円の予算とするものでございます。地域の活力であります溪流を利用しまして、雇用を図るための予算でございます。

それから、一番下、8款1項1目非常備消防費でございます。353万5,000円を補正しまして、3,012万7,000円とするものでございます。これは消防団員の退職や死亡退職団員の弔慰金によるものでございます。

次、15ページをお開きください。9款1項2目事務局費でございます。290万6,000円を補正しまして、3億4万7,000円とするものでございます。これは主に教育関係ネットワーク整備事業として、行政ネットワークシステムの構成変更を行おうとするものでございます。

それから、9款2項1目学校管理費でございます。29万4,000円を補正しまして、5,518万9,000円とするものでございます。特別支援におきまして常時サポートが必要な子供のためのものでございます。

次、16ページをお開きください。9款4項4目同和教育振興費でございます。これは人権教育啓発推進員（専門員）として新たにお問い合わせするものでございます。

次ページに給与費明細をつけてございます。特別職についてでございます。職員数が5名、報酬として164万1,000円を増としております。

次、6ページ、歳入のほうへお移りください。歳出に伴う財源等でございます。15款2項1目総務費県補助金ですが、これは移住定住促進事業に関するものでございます。これの2分の1でございます。

2目民生費県補助金ですが、これは40万1,000円を補正しまして、9,214万3,000円とするものでございます。主なものとしましては、重度障がい手当に関する78万1,000円の2分の1に関するものでございます。

それから、19款1項1目繰越金でございます。これは収支ギャップのためによるものでございます。

20款5項5目雑入が1,854万8,000円を補正しまして、7,375万4,000円とするものでございます。主なものとしましては、コミュニティ助成に関するものの10分の1によるものでございます。

以上、概略を御説明いたしました。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第44号……（「ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり）休憩します。

午後4時04分休憩

午後4時05分再開

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、再開します。

続いて、議案第44号、お願いいたします。

建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長です。では、予算書をお願いいたします。はぐっていただきまして、1ページ目、議案第44号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

議案第44号

平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月16日

提出 南部町長 陶山清孝

平成29年6月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

はぐっていただきまして、4ページをごらんください。歳出のほうです。1款1項2目維持管理費を135万4,000円増額し、補正しまして7,356万3,000円とするものです。

その上、歳入のほうですが、4款1項1目一般会計繰入金を122万5,000円補正しまして、1億2,876万6,000円とするものです。

6款1項1目雑入ですが、12万9,000円補正しまして、13万円とするものです。これは天萬地内で県道溝口伯太線の歩道工事を行っておりますけれども、この工事が延期になりましてこのたびの補正を行うもので、農業集落排水マンホールポンプの制御盤が支障になっておりますので、移転、移設を行うものでございます。

以上、審議お願いいたします。

○議長（秦伊知郎君） ありがとうございます。

提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入りたいと思います。

質疑は、会議規則54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行っていただきたいと思っております。

なお、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、順にやっていきます。

議案第42号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑ございますか。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田司朗君） 議案第42号につきまして、ちょっと教えていただきたいと思っております。

まず、新旧対照表がございまして、その中で農業委員さんの報酬でございまして、大変激務の仕事でございまして、しっかり上げていただかなければいけないと思うんですが、実は上げ幅につきまして、これは新旧で見させていただきますと、会長さんは5,300円の増、会長職務代理者が1,200円の増、委員さんが3,300円の増という格好でちょっとばらつきがあるんで

すが、これについては、どのような査定の結果こうなったのか教えていただきたいと思います。  
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。こちらの報酬の決定に至った経緯は、県内の現在の  
他市町村、そちらの金額を参考に決定をさせていただきました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君、よろしいですか。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 済みません、先ほどの提案説明の中にもそのような格好で言われ  
ましたけれども、余りにも会長職務代理者の上げ幅が少ないから、ちょっとおかしいのではない  
かなということを行ったものでございまして、これが妥当かどうかというのは、先ほど県のもと  
に金額を参考にとということで、それはそれで構いませんけれども、せっかくこれから新たな教育  
委員さんがしっかりとやっていただくためにも、この金額で果たしていいのかなということをし  
ょっと私は懸念したものですから、質問させていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） ちょっと若干仲田議員とかぶるとこなんだけども、今、教育委員  
会のことだけ言われました。ちょっとこれ……（「農業委員です」と呼ぶ者あり）農業委員会だ  
った。（「済みません」と呼ぶ者あり）ごめんね。これちょっと率が、ちょっと説明されたと思  
うんですけども、今は農業委員会の件で他町との比べて変えた。教育委員会も委員は3, 30  
0円上がって、あとは200円なんですね。交通安全指導員らは1, 300円上がってます。い  
じめ問題調査委員会委員400円なんです。委員長は200円なんです。スポーツ推進委員は7  
00円、社会教育委員は300円、えらばらつきがあるんですね。これは教育関係ですね。南  
部町立公民館長が2, 500円上がってます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田議員、もう大変申しわけありませんけど、マイクのちょっと調子が  
悪いので、ちょっと休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後4時12分休憩

午後4時12分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（10番 細田 元教君） ほとんど教育関係みただけど、これ一貫性があるのかな。ばら  
つきがあるんですよ。ぱっと見たら、特に教育委員関係が4, 000円台から2, 900円台、

鳥獣が200円、文化館長が4,200円、地域振興区が2,500円、地域おこし協力隊や児童館長4,200円。いろいろばらつきがあるんですけど、これいろんな決まり事があってやってるのか、どこを基準にしてこんなことをされてるのか。農業委員会については他町との整合性を見てというか、聞きました。あとのところはどのようなことで整合性というか、決められたのかだけ教えてもらえますか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。この報酬につきましては、先ほど副町長が述べましたように原則2.5%のアップ率としておりますが、ただ、これ100円単位にそろえるために若干の調整をしております。調整と申しますのは端数調整、いわゆる100円未満を100円に上げるようにしております。全体のもとの額が少ないために、その端数調整によってはパーセントが若干ふらつくことが想定されます。

それから、先ほど申しましたように、農業委員会と教育委員会につきましては別途計算しておりますので、若干数字がふらついていることを述べさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 基本的に2.5%上げると。ならば、教育委員さんについてはこの上げ幅が他の項目とすごく上がってるんですけども、これは根拠はどうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。教育委員さんの報酬につきましても、合併以来、長年改定はされていないという状況はありますし、議員の皆さんも御存じのように、平成27年に教育委員会制度が改定になり、昨年12月から教育長がトップとして教育委員長さんがなくなったという状況があります。この間にさまざまな教育委員さんに関係する、定例の教育委員会のみだけではなくて、さまざまな研修であったり学校での行事等、教育関係での非常に責任なり果たす役割が大きくなってるところを考えまして、これも最終的には県内の近隣他市町村の平均を参考に今回改定の提案をさせていただいてるところで、たまたま農業委員さんと同じような金額になっているという状況であります。（「34ページ」と呼ぶ者あり）34。（「これは教育委員会関係でない。人権、隣保館、文化会館、相談員」と呼ぶ者あり）今は教育委員さんの関係ですので、では……（「今んとこだ」と呼ぶ者あり）あわせて。

○議長（秦 伊知郎君） あわせて。

板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） このたび、教育委員さん以外に人権教育推進さんの関係も人権の

パーセントとは別個な考え方で提案をさせていただいております。人権教育推進専門員さんというところで、現在16万7,000円の報酬を支払いをしておるところでございますけども、現在の人権教育推進員さんの方がことしで9年目になられます。合併以降、それこそこの報酬も改定をされておられません。非常に専門的な知識を備えた職種でありますし、勤務評価、勤務経験を考えまして、今回新たな報酬の設定をさせていただいております。議会の予算決算常任委員会でも非常に待遇改善の指摘をいただいているところでありまして、このたび専門性が問われる職種で、勤務経験でありますとか勤務評価を踏まえた報酬を設定をすべきと判断をしまして、新しく人権教育啓発専門員を設置をいたしまして、今までの人権教育推進員さんとは別な格好で、より専門的な任を配置に対して対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、続いて行きます。

議案第43号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点あります。予算書ではなく事業別説明資料のところをお願いいたします。

第1点目は、12ページの地域振興交付金事業に書かれております、いわゆる地域振興協議会で働いている集落支援員の待遇改善で報酬を引き上げるという内容です。詳しいことについては委員会でお聞きしたいと思うのですが、町長にお聞きいたします。

振興協議会ができて10年、それで、ここで当初は町の職員を配置していましたが、途中から、何やったかな、防災コーディネーター、その後、集落支援員として変わってきました。この集落支援員の位置づけというのは全額特別交付税措置でなさっているということで、町とすれば負担していないよということなんですけども、問題はですね、地域振興協議会で働き続けている集落支援員の身分と安定の問題ですよね。

それと、もう一つには、国が定める集落支援員がどのような活動を行っていくのかというところでいえば、少なくともそこで定義されているのは、集落支援の活動とすれば町の職員ですね。市町村職員と一緒に集落の方々のいわゆるアンケート活動とか聞き取り活動していくわけですよね。そこでわかるのは、なぜ集落の支援員が町村職員と一緒に動くかということ、公務員と一緒に動くことによって、個人情報等もいろいろあるからそういう位置づけだと思っ

そういうところから読み取れば、私は南部町でのこの集落支援のあり方は若干違うのではないかなというふうに思ってるわけです。働いてる方々は地域の方々とともにしているんだけど、町とすればいわば苦肉の策で特交使って、集落支援員の配置の仕方かなというふうに思うんです。これ将来どうしていくつもりかということなんですよ。

一つは、集落支援員を、同じ方を集落支援員として何年間も使い続けることがこの制度上、可能なかという点が1つありますね。

2つ目には、聞きたいのは、この特交は一人頭最高350万でしたか出ることになっていますよね。あと活動費も出る。今回、報酬引き上げすることによって特交の報酬部分が変わってくるのかということと、この集落支援員を1名を採用することによって、特別交付税が報酬以外に活動費等が特交で組まれているのか、そのことをお聞きいたします。

ここで聞く一番の趣旨は、町長にお聞きしたいのは、地域振興協議会に集落支援員を配置し続けてることについての問題点はどこを捉えているかということなんです。

それと、もう一つあります。済みません、もう一点は、これも先ほど全協で産業課長が説明になられた27ページにあります養魚施設整備事業です。養魚等を、そこに住む住民のいわゆる雇用の場とか収益上げていって、仕事をしたりとか生活する場にしていくという取り組みを町が行っていくことというのは、私は大いに賛成です。

ただ、今回の場合は、これ加速化交付金で取り組む中で養魚施設の計画が上がっているんですね。今後、総額5億ちょっとの中で半数が国から出るけど、半分は町村だよという分ですよ。今回はそれに伴うといって全額町が出して、こういう研修費をつけるということなんですよ。その根拠は何かというと、農山漁村活性化整備対策事業実施要綱となっているんですけども、私たちが一番懸念していること、町長もそうじゃないかと思うんですよ。加速化交付金が来ながら、それを取り組んでいくというんだけど、使い勝手が非常に悪いということではなかなか手が挙がりにくいんですよ。それをやっていく中で一般財源を持ち出してこのような取り組みしていくことは、将来にわたってもないことないと思うんです、そういうこと言えば。基本的な補助金、いわゆる産業にまつわる補助金とすれば、県や国があるか、ないしは町が取り組むときは住民が手を挙げたときにそれを補助していくというやり方でなければ、私はなかなか難しいんじゃないかというふうに思うんですけども、今回このようなお金の出し方していくことについて町長、どう考えているかということと、もしこういうことが加速化交付金の中で行えとすれば、加速化交付金の対象じゃなくても、住民が手を挙げた場合には、農山漁村活性化整備対策事業実施要綱に基づいて補助金申請してもらったら何らかの補助金が出るのかということになるんです。

が、その点の考え方、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。まず、集落支援の問題は前からここで何度か議論をしてきました。

まず一つには、地域振興協議会は常に発展形の、まだ発展する途上にあるということだと思っています。基本は、振興協議会というのは集落をどうやって支えていくのかと、だんだんこれからの社会の中ではそういうことになっていこうと思います。その過程の中で集落支援員という形が今そこにあるわけですし、これから先々、集落支援員として地域93集落のそれを支える7つの振興協議会という形がこれからもさらに必要になってくようと思っています。これから補助対策がなくなった場合ということもありますけれども、仮にそうなった場合でも、やはり集落を支える何らかの手段や人的な支援というものは、これは必要だろうというぐあいに思います。それもやはり役場の職員ばかりではなくて、地域の身近なところにおられる、さらにその地域の中でふだんから接しておられる方がやはり支援の先鋒になっていただくというあり方は、やはりこれから先も同じように考えていかなくちゃいけないだろうと、このように思っています。

養魚の関係については、私も大木屋のほうで皆さんとお話ししましたが、非常に皆さん御存じのとおり、ああいう高齢化が進んで、さらには非常に農業としても不適地です。そういう中であって養魚ということに対して非常に夢を持っておられます。振興協議会等も通じながら、その可能性を探るという意味で今、支援を考えておりますので、ぜひもう少し見きわめて、ための補助というぐあいな考えをしております。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ここでしか町長に聞けないので聞きますが、先ほどの地域振興交付金事業の中の集落支援員の問題です。なるほど、おっしゃるように、今後どんどん高齢化が進んでいって、集落の維持が難しい中で地域振興協議会の役割も大事になってきて、集落支援の形も変わってくる可能性もあると思うんですけども、少なくとも今の段階は7つの振興協議会やっていく中で、本来、国が定めている集落支援員の活動ですよ、集落の問題点を捉えてどう解決していくかって向いていくと。そういうところが、そうではなくて、どちらかといえば振興協議会というのは役場の仕事をたくさんなさっている。配達、委託受けて文書の配布とか。私は、町が知っててこういうことをやるのはよくないのではないかと、思ってるんですよ。少なくとも国のお金で集落支援員の位置づけをするのであれば、ここに定められている集落支援員の本来の活動ができるようにすべきだし、集落支援員としてどのような仕事があるのかという点につい

て住民に周知すべきではないかというふうに思っているんですけども、その点についてどうかということですね。何でも制度を使えばいいというのではない。これは前町長が地域振興協議会をつくったときには、町職員を減らした分ほど何らかの形で地域に職員をとということを、明らかに町の仕事をする職員を減らした中で地域振興協議会に仕事おりにいったの事実なんですよ。そういう中で集落支援員の使い方がこのようなままでは私はいいと思わないんですけども、待遇改善等にしても350万の中でどれだけの報酬していくのかという問題もあると思うんです。

そういう意味でいえば、先ほど答えていただいておりますが、資料として委員会で出てくるわけですね。特交で1人当たり幾らお金が出てきて、人件費が幾らで、それに伴う付随の金額が来ているのか。今回上げた費用分は、今は一般財源になって、一般財源の中身、特交で来るというふうに見ているのかという点についても委員会で聞きますので、よろしく願いいたしますということですね。

先ほどの養魚場のことは、大木屋とかするには希望があるというのはあるからしてるんだと思うんです。それはわかりましたが、先ほど聞いてる2つ目ですね。だとすれば、加速化交付金に関係なく、対象地域に関係なくほかの地域がやりたいと言った場合には、農山漁村活性化整備対策事業実施要綱で住民の希望限りなく聞きながら補助金を出すことも考えていけるということに解釈していいのかということ聞いてるんですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。最初に集落支援員の話、もう一回申し上げます。

確かに集落支援員の中では、各振興協議会の中でいろいろな取り組みの差があります。集落のほうに直接出向いて集落を応援してる、そういう地域も現実にあるわけです。他の集落、高齢化率であったり、集落、地域の実情などでまだまだそういうところに至らないところもあります。しかし、もう少し長いスパンで考えれば、これは必ずそういう方向にならざるを得ないわけですし、集落支援員に私は期待をしていきたいと思っています。

もう一つ、養魚場の件ですけども、同じような条件の中で、条件不利の中で、自分たちもこういうことがしてみたいということがあれば、ぜひともそれは役場のほうにお声をかけていただいて、その中で一緒に役場も考えてみたいというぐあいに思ってます。あのよう先ほど真壁議員も言われましたように、やはり住民の皆さんが主体となってやりたいというのを応援するのがやっぱり行政だと思いますので、ぜひともうそういうやりたいということがありましたら、ぜひ声をかけていただきたいと、このように思ってます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの件については、資料、委員会が出るでしょうか。地域振興協議会の集落支援員の特交での費用がどれくらい来ているのかという点ですね。

加えて、地域振興協議会で働いてる集落支援員は全額特交出ておりますが、これ採用は地域振興協議会採用です。そうですね。町とすれば委嘱状を町長名で出しているんですか。その待遇も含めて委員会でお聞きしますので、資料提出等でしていただきたいということです。議長、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長の判断に任せます。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第44号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

来週19日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をよろしく願いいたします。長時間、大変御苦労さんでした。

午後4時31分散会

---